

4041 日オーストラリア経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日オーストラリア経済連携協定では、附属書1で具体的な譲許の内容を定めています。日本側における即時関税撤廃、段階的引下げによる関税撤廃・削減、関税割当等の譲許の区分については、附属書1第3編第1節の「日本国の表についての注釈」で規定されています。

(参考：日本国の表についての主な注釈)

表4欄	内容	主な品目
A	協定の発効日に関税を撤廃	卵白、乳糖、カゼイン、アルブミン
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税の引下げ。基準税率から「n+1回目」で撤廃 n=3, 4, 5, 7, 10, 15 初 回：協定発効日 次回以降：4月1日	全卵又は卵黄、ボトルワイン
P	協定発効時から約束した税率を適用（現行税率等からの即時関税引下げ）	加圧容器入りホイップドクリーム（無糖）
PS	協定発効時から約束した税率を適用（現行税率等からの即時関税引下げ）（協定の発効後5年目又は両国が合意する他の年に見直し）	牛肉（冷凍、冷蔵）、ブルーチーズ
Q	関税割当を設定	豚肉、鶏肉、天然蜂蜜、無糖ココア調製品
QS	関税割当を設定（協定の発効後5年目又は両国が合意する他の年に見直し）	プロセスチーズ及びシュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズ、プロセスチーズ、おろし及び粉チーズ、フローズンヨーグルト、アイスクリーム
R	協定の発効後5年目に交渉	豚の内臓・くず肉（冷蔵）
S	協定の発効後5年目又は両国が合意する他の年に見直し	小麦（食糧用）、バター
X	関税撤廃等の譲許なし	コメ

※日本の表の詳細については、協定附属書1第3編第1節（和文）を参照願います。

※オーストラリアの表については、協定附属書1第2編第1節（英文）を参照願います。

日・オーストラリアの関税譲許に関する条文

- 日本の表（協定附属書 1 第 3 編第 2 節）（和文）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000044305.pdf>
- オーストラリアの表（協定附属書 1 第 2 編第 2 節）（英文）
<http://www.mofa.go.jp/files/000044323.pdf>